

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正後	改正前						
<p>附則 （施行期日） 1（略） （東日本大震災に伴う貸付けに関する特例）</p> <p>2 個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（以下「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="502 268 606 1097"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、震災特例対象者である個人顧客との間で第</p>	(略)	(略)	(略)	<p>附則 （施行期日） 1（略） （東日本大震災に伴う貸付けに関する特例）</p> <p>2 個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（以下「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="502 1153 606 1982"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十三年十月三十一日までの間に、震災特例対象者である個人顧客との間で第</p>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					

十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

4 第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つたときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。

十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

4 第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つたときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。